

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年 5 月 1 日提出
【計算期間】	第18期計算期間 （自 平成23年 2 月 2 日 至 平成24年 2 月 1 日）
【ファンド名】	太陽財形株投 太陽一般財形 30
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶嶋 文雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信／国内／資産複合に属し、主として国内外の公社債およびわが国の株式に実質的に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をはかることを目的として、安定運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信 その他資産 ()
	内 外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回（隔月）	欧州	
	年12回 （毎月）	アジア	ファミリーファンド
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他（ ）	中南米	
		アフリカ	
その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式 一般、債券 一般））（資産配分固定型））		中近東（中東）	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性の定義

その他資産 （投資信託証券（資産複合（株式 一般、債券 一般））（資産配分固定型））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に複数資産（株式 一般、債券 一般）に投資を行います。資産配分固定型とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

※当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（資産複合）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファ

ンドに反映されます。



※ベビーファンド（当ファンド）で国内外の公社債およびわが国の株式などを直接組み入れる場合があります。

b. ファンドの特色

1. 「太陽財形株投 太陽一般財形 30」は、財形貯蓄制度をご利用いただく勤労者のみなさまのためのファンドです。

- ◆ご購入は毎月、給与からの天引きで行います。
- ◆ご購入時、換金時とも手数料はかかりません。
- ◆財形貯蓄制度をご利用の方は、持ち家取得などについて財形融資を受けられる特典があります。

●財形貯蓄制度について

「財形貯蓄」とは、勤労者財産形成促進法に基づいて設けられた貯蓄制度です。

この法律は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

この法律において、いわゆる「財形資産形成のための措置」として、勤労者財産形成貯蓄（一般財形）、勤労者財産形成住宅貯蓄（住宅財形）、勤労者財産形成年金貯蓄（年金財形）の制度が設けられています。

2. 太陽財形公社債 マザーファンドおよび太陽財形株式 マザーファンドに投資し、安定した収益の確保と売買益の獲得をはかります。

- ◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。
- ◆株式の実質組入比率は、投資信託財産の純資産総額の30%を限度とし、原則として常時相当程度の実質組入比率を維持します。

マザーファンドの運用方針

- 太陽財形公社債 マザーファンドは、国内外の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。
- 太陽財形株式 マザーファンドは、東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とし、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。

●東証株価指数（TOPIX）とは

東証株価指数（TOPIX）は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動をとらえようとするものです。東証株価指数は、昭和43年1月4日（基準時）の時価総額を100として昭和44年7月1日から株式会社東京証券取引所が算出・公表しています。

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関わるすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。株式会社東京証券取引所は、TOPIXの算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行う権利を有しています。

株式会社東京証券取引所は、当ファンドの設定または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

主な投資制限

株式への投資割合	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

分配方針

- 原則として、年1回（毎年2月1日。1日および2日のいずれかが休業日の場合は、1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち1日に最も近い日。）の決算時に、収益の分配を行います。



◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

◆分配金額は、運用実績を考慮し、原則として利子・配当等収益を中心に決定いたします。

◆留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成6年2月4日

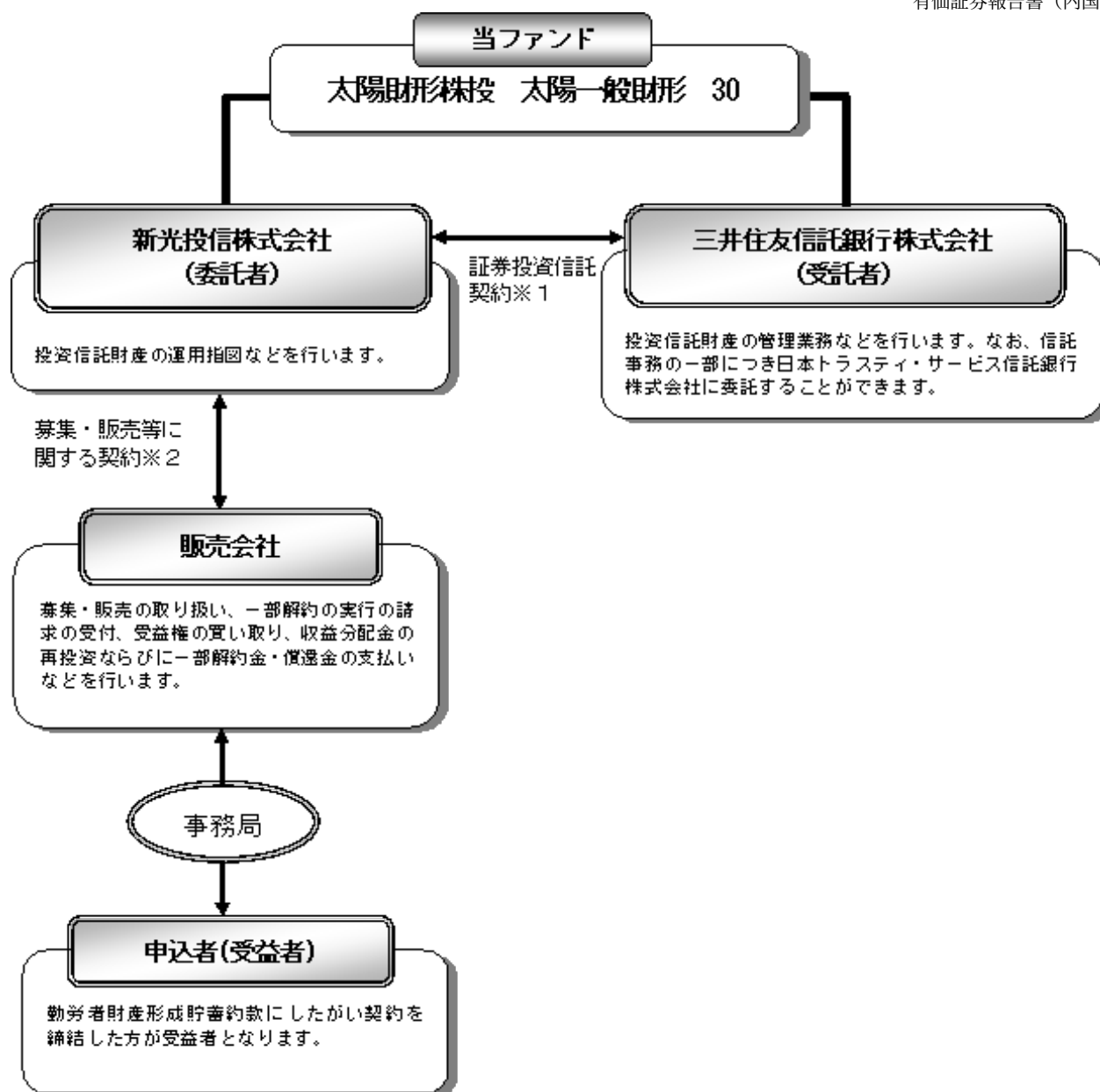
投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成12年11月15日

関東財務局長に対して有価証券届出書提出

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※ 1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※ 2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成24年3月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得

昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ なし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更
(ハ) 大株主の状況	

(平成24年3月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ& コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をはかることを目的として、安定運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

太陽財形公社債 マザーファンド受益証券および太陽財形株式 マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

- ① 主として、太陽財形公社債 マザーファンド受益証券および太陽財形株式 マザーファンド受益証券への投資により、売買益の獲得と安定した収益の確保をはかります。
- ② 太陽財形株式 マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を投資信託財産の純資産総額の30%としたうえ、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。
- ③ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ④ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

(ハ) 主な投資制限

- ① 太陽財形株式 マザーファンド受益証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

マザーファンドの運用方針

太陽財形公社債 マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、公社債への投資により、安定した収益の確保をはかることを目的として、安定運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざします。
- ② 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- ③ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

太陽財形株式 マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きと長期的成長をとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を投資対象とします。

(2) 投資態度

① 投資成果を東証株価指数の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・株式の運用につきましては、東京証券取引所における業種別時価構成比および銘柄別時価総額を勘案しながら選定した株式に投資を行います。なお、銘柄の見直しは、必要に応じて適宜行います。
- ・資金の流出入に伴う売買にあたっては、東京証券取引所における業種別時価構成比および銘柄別時価総額に配慮しながら売買を行います。
- ・株式の組入比率は、高位を保ちます。

② 運用の効率化を図るため、有価証券先物取引等を利用する場合があります。

③ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況動向に急激な変化が生じたとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※平成24年5月1日現在、「太陽財形株式 マザーファンド」および「太陽財形公社債 マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
太陽財形株投 太陽一般財形 50
太陽財形株投 太陽年金・住宅財形 30

(2) 【投資対象】

a. 運用の指図範囲

委託者は、信託金を、第1号から第2号までの新光投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第84条により証券投資信託とみなされた信託、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、第3号から第15号までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものまたは外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するものにより運用することの指図ができます。

1. 太陽財形株式 マザーファンド（以下「株式ファンド」といいます。）受益証券
2. 太陽財形公社債 マザーファンド（以下「公社債ファンド」といいます。）受益証券
3. 株券または新株引受権証書
4. 国債証券
5. 地方債証券
6. 特別の法律により法人の発行する債券
7. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第4号から第8号までの証券または

証書の性質を有するもの

10. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第3号の証券または証書を以下「株式」といい、第4号から第7号までの証券および第9号の証券のうち第4号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

b. 先物

（イ）委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c. スワップ

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

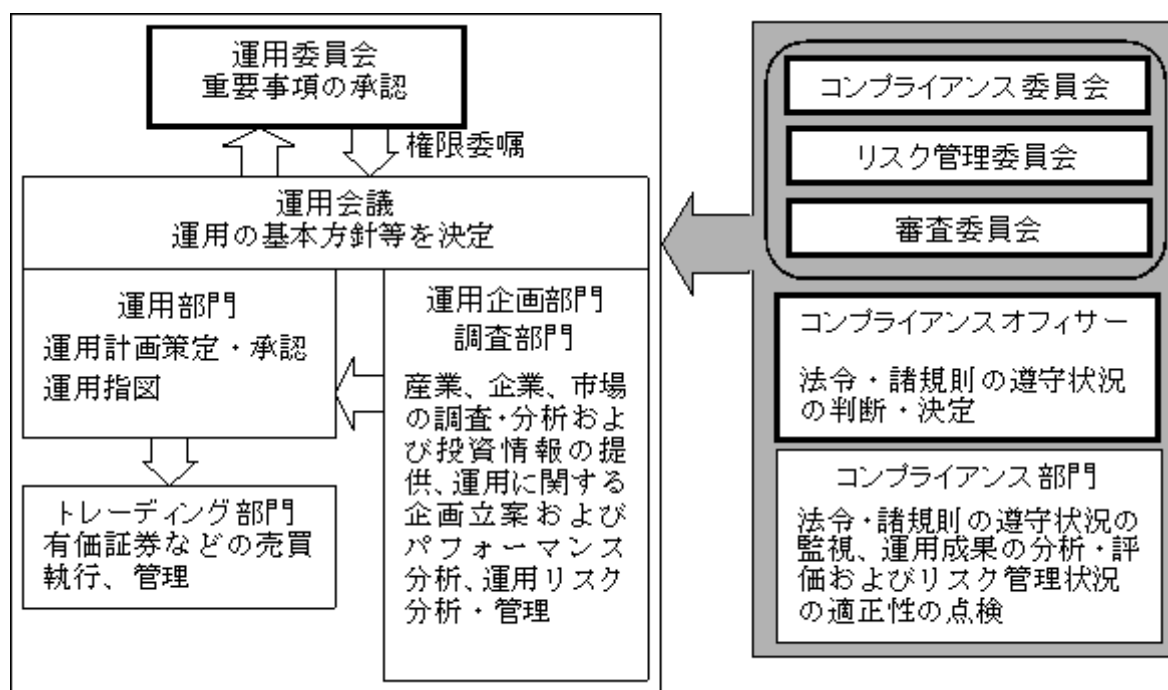
(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と株式ファンドおよび公社債ファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



※上記は平成24年5月1日現在のものであり、今後変更になることがあります。

●PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

●DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

●SEE

- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、

ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として、2月1日（1日および2日のいずれかが休業日の場合は、1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち1日に最も近い日。）の決算時に、以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 2. 分配金額は、運用実績を考慮し、原則として利子・配当等収益を中心に決定します。
 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 1. 利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「利息等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

(5) 【投資制限】

① 投資信託約款に定める投資制限

a. マザーファンドへの投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式ファンド受益証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 株式等への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券と株式ファンド受益証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する当該マザーファンド受益証券の時価総額に当該マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

c. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券と株式ファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 同一銘柄への投資割合

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と株式ファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と株式ファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と公社債ファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額と公社債ファンドの投資信託財産に属する当該外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

f. 投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

g. 投資する公社債の範囲

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金および償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

h. 信用取引の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

(ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

i. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

j. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

k. 外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジの為、外国為替の売買の予約を指図することができます。

l. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3. 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

(ハ) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

m. 受託者の自己または利害関係人等との取引

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

(ロ) 上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

② 法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式や公社債など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因になります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a. 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式を主要投資対象の一つとして、マザーファンドを通じてまたは直接組み入れているため、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e. 為替変動リスク

外国通貨建ての証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f. カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢などの変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格や通貨価値が大きく変動することがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g. 他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数

料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h. 投資信託に関する一般的リスクおよびその他の留意点

(イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなくなることがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ニ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

(ホ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(ヘ) 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

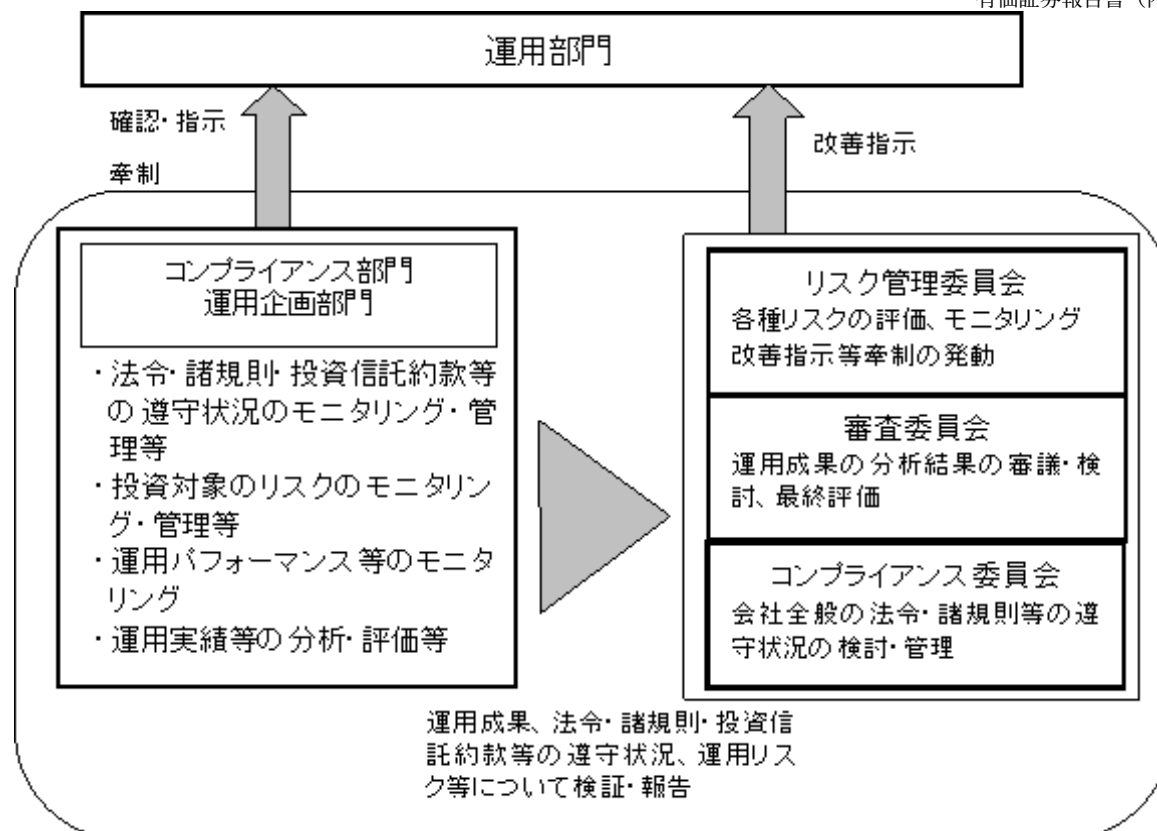
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理： 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。

運用リスクの管理： 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金時の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の152.25以内の率（1.5225%以内）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (年率)	委託者	純資産総額に対し年0.3360%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年1.1025%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.0840%（税込）

(4)【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。

- b. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】**収益分配金・一部解約金・償還金の取り扱い**

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、配当所得として課税され、以下の（表）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

（表）

期 間	税 率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

※平成25年1月1日からは、所得税に復興特別所得税が加算されるため上記の税率となります。

※買取請求によるご換金につきましては、販売会社へお問い合わせください。

a. 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「b. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

b. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年3月30日現在)

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資 信託	太陽財形株式	日 本	円	時価	%
		マザーファンド受益証券		10,439,923		28.3
		太陽財形公社債	日 本	円	時価	%
		マザーファンド受益証券		24,332,867		66.0
			小 計	円 34,772,790	—	% 94.3
その他 資産	コール・ローン等		日 本	円 2,094,733	負債控除後の 取得価額	% 5.7
—	純資産総額			円 36,867,523	—	% 100.0

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(参 考)

当ファンドは、「太陽財形公社債 マザーファンド」受益証券および「太陽財形株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。各マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。
 <太陽財形公社債 マザーファンド>

(平成24年3月30日現在)

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	地方債証券	日 本	円 43,010,220	時価	% 58.9
			小 計	円 43,010,220		% 58.9
		特殊債券	日 本	円 15,007,899	時価	% 20.5
			小 計	円 15,007,899		% 20.5
		その他 資産	コール・ローン等		日 本	円 15,033,603
—	純資産総額			円 73,051,722	—	% 100.0

<太陽財形株式 マザーファンド>

(平成24年3月30日現在)

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
その他資産	コール・ ローン等	日 本	円 51,477,127	負債控除後の 取得価額	% 100.0
—	純資産総額		円 51,477,127	—	% 100.0

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(平成24年3月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	太陽財形公社債 マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	21,288,598	1.1430	24,332,867	1.1430	24,332,867	66.00
2	太陽財形株式 マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	11,237,808	0.8160	9,170,052	0.9290	10,439,923	28.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成24年3月30日現在）

種類	投資比率 (%)
親投資信託	94.31
合計	94.31

株式業種別投資比率（平成24年3月30日現在）

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参 考)

当ファンドは、「太陽財形公社債 マザーファンド」受益証券および「太陽財形株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。各マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

<太陽財形公社債 マザーファンド>

①投資有価証券の主要銘柄

(平成24年3月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面 (円)	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	第8回名古屋市長官公債（5年）	日本	地方債証券	28,000,000	100.44	28,124,760	100.44	28,124,760	1.5600	2012.07.26	38.49
2	平成14年度第2回広島県公募公債	日本	地方債証券	14,800,000	100.57	14,885,460	100.57	14,885,460	1.0000	2012.12.20	20.37
3	第72回日本高速道路保有・債務 返済機構債券	日本	特殊債券	10,000,000	100.03	10,003,319	100.03	10,003,319	0.1900	2013.03.19	13.69
4	第814回政府保証公営企業債券	日本	特殊債券	5,000,000	100.09	5,004,580	100.09	5,004,580	1.4000	2012.04.26	6.85

種類別投資比率（平成24年3月30日現在）

種 類	投資比率（％）
地 方 債 証 券	58.87
特 殊 債 券	20.54
合 計	79.42

株式業種別投資比率（平成24年 3 月30日現在）

該当事項はありません。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<太陽財形株式 マザーファンド>

①投資有価証券の主要銘柄（平成24年 3 月30日現在）

該当事項はありません。

種類別投資比率（平成24年 3 月30日現在）

該当事項はありません。

株式業種別投資比率（平成24年 3 月30日現在）

該当事項はありません。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

（平成24年 3 月30日現在）

種 類	国・ 地域	資 産 名	買建・ 売建	数量 (枚)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	日本	TOPIX先物24年6月限	買建	6	48,468,210	51,420,000	99.88

（注）時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所および外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第9期計算期間末	53,063,066	53,093,332	8,766	8,771
第10期計算期間末	48,846,286	48,872,926	9,168	9,173
第11期計算期間末	52,987,630	53,016,231	9,263	9,268
第12期計算期間末	58,414,698	58,443,794	10,038	10,043
第13期計算期間末	57,443,361	57,471,943	10,049	10,054
第14期計算期間末	47,222,023	47,247,098	9,416	9,421

第15期計算期間末	37,894,711	37,917,773	8,216	8,221
第16期計算期間末	42,174,799	42,199,704	8,467	8,472
第17期計算期間末	41,973,312	41,998,290	8,402	8,407
第18期計算期間末 (平成24年2月1日)	35,765,914	35,788,357	7,968	7,973
平成23年3月末日	42,573,587	—	8,296	—
平成23年4月末日	41,372,030	—	8,258	—
平成23年5月末日	41,877,286	—	8,210	—
平成23年6月末日	41,764,508	—	8,233	—
平成23年7月末日	42,336,526	—	8,206	—
平成23年8月末日	42,135,618	—	8,036	—
平成23年9月末日	40,723,895	—	8,007	—
平成23年10月末日	39,862,198	—	8,003	—
平成23年11月末日	38,750,151	—	7,902	—
平成23年12月末日	34,877,027	—	7,904	—
平成24年1月末日	35,777,578	—	7,971	—
平成24年2月末日	36,394,064	—	8,171	—
平成24年3月末日	36,867,523	—	8,246	—

(注1) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

(注2) 表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

②【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第9期計算期間 (平成15年2月3日)	5円
第10期計算期間 (平成16年2月2日)	5円
第11期計算期間 (平成17年2月1日)	5円
第12期計算期間 (平成18年2月1日)	5円
第13期計算期間 (平成19年2月1日)	5円
第14期計算期間 (平成20年2月4日)	5円
第15期計算期間 (平成21年2月2日)	5円
第16期計算期間 (平成22年2月1日)	5円
第17期計算期間 (平成23年2月1日)	5円
第18期計算期間 (平成24年2月1日)	5円

③【収益率の推移】

決算期	収益率
第9期計算期間 (平成15年2月3日)	△3.9%
第10期計算期間 (平成16年2月2日)	4.6%
第11期計算期間 (平成17年2月1日)	1.1%
第12期計算期間 (平成18年2月1日)	8.4%
第13期計算期間 (平成19年2月1日)	0.2%
第14期計算期間 (平成20年2月4日)	△6.2%
第15期計算期間 (平成21年2月2日)	△12.7%
第16期計算期間 (平成22年2月1日)	3.1%
第17期計算期間 (平成23年2月1日)	△0.7%
第18期計算期間 (平成24年2月1日)	△5.1%

（注1）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。

（注2）収益率は小数第2位を四捨五入しています。

（4）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第9期計算期間	16,449,610口	39,169,286口
第10期計算期間	12,004,806口	19,256,745口
第11期計算期間	10,742,517口	6,821,391口
第12期計算期間	9,805,721口	8,816,039口
第13期計算期間	8,102,860口	9,130,178口
第14期計算期間	7,212,555口	14,226,263口
第15期計算期間	7,046,931口	11,072,699口
第16期計算期間	7,052,118口	3,365,703口
第17期計算期間	6,977,128口	6,832,157口
第18期計算期間	7,166,380口	12,235,967口

運用実績

太陽財形株投 太陽一般財形 30

2012年3月30日現在

<基準価額・純資産の推移> (2002年4月1日～2012年3月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2012年2月	5円
2011年2月	5円
2010年2月	5円
2009年2月	5円
2008年2月	5円
直近10年累計	50円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
太陽財形公社債 マザーファンド	66.00%
太陽財形株式 マザーファンド	28.31%
合計	94.31%

組入上位5銘柄(太陽財形公社債 マザーファンド)

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
第8回名古屋市長官公債(5年)	2012/07/26	1.560%	38.49%
平成14年度第2回広島県公債	2012/12/20	1.000%	20.37%
第72回日本高速道路保有・債務返済機構債券	2013/03/19	0.190%	13.69%
第814回政府保証公営企業債券	2012/04/26	1.400%	6.85%
-	-	-	-

※純資産比率は、太陽財形公社債 マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数:4銘柄

組入上位5銘柄(太陽財形株式 マザーファンド)

銘柄名	業種	純資産比率
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-

※太陽財形株式 マザーファンドは2012年3月30日現在、株価指数先物などによる運用を行っています。
 ※純資産比率は、太陽財形株式 マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数:0銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。

※当ファンドにはベンチマークがありません。

※2012年については、年初から3月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

5

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、事務局を通じて受益権を1,000円以上1円単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。

※販売会社や申込形態によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込者は、事務局を通じて販売会社取引口座を開設のうえ、申し込みを行います。

(ロ) 取得申込者は、販売会社との間で「勤労者財産形成貯蓄約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

(ハ) お買い付けは、原則として事務局を通じて給与天引きにより、一定の日（毎月10日、20日および月末（休日の場合はその直前の営業日）から5営業日目）に行います。

2【換金（解約）手続等】

a. 一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>) または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(ヘ) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

(ト) 上記（ヘ）により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（ニ）の規定に準じ計算された価額とします。

b. 受益権の買い取り

(イ) 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買い取ります。

(ロ) 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買い取りに関して当該買い取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

<買取請求時の税相当額>

買取請求時に一定の条件を満たしていない場合、買取請求時の手取額は、対象となる基準価額から、当該買い取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した金額

となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

なお、買取価額は毎営業日に算出されますので、販売会社にお問い合わせください。

(ハ) 買取代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(ニ) 販売会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買い取りを中止することができます。

(ホ) 上記（ニ）により受益権の買い取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買い取りを受け付けたものとして上記（ロ）の規定に準じて計算された額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
株式	原則として基準価額計算日の取引所の最終相場で評価
公社債等	原則として基準価額計算日 [※] における以下のいずれかの価額で評価 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

※外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月2日から翌年2月1日までとします。ただし、2月1日お

よび2月2日のいずれかが休業日のとき、2月1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち2月1日に最も近い日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

- (イ) 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第48条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ハ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第53条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ニ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

- (イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

- (ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h. 信託業務の委託等

- (イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- (ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号

に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第17期計算期間（平成22年2月2日から平成23年2月1日まで）及び第18期計算期間（平成23年2月2日から平成24年2月1日まで）について同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第17期計算期間（平成22年2月2日から平成23年2月1日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第18期計算期間（平成23年2月2日から平成24年2月1日まで）については同内閣府令附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成22年2月2日から平成23年2月1日まで）及び第18期計算期間（平成23年2月2日から平成24年2月1日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

太陽財形株投 太陽一般財形 30 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 (平成23年 2月 1日現在)	第18期 (平成24年 2月 1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,660,387	1,739,270
親投資信託受益証券	38,651,720	34,345,120
未収利息	5	2
流動資産合計	42,312,112	36,084,392
資産合計	42,312,112	36,084,392
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	24,978	22,443
未払受託者報酬	17,282	16,318
未払委託者報酬	295,959	279,398
その他未払費用	581	319
流動負債合計	338,800	318,478
負債合計	338,800	318,478
純資産の部		
元本等		
元本	49,956,950	44,887,363
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,983,638	△9,121,449
（分配準備積立金）	1,460,593	1,110,384
元本等合計	41,973,312	35,765,914
純資産合計	41,973,312	35,765,914
負債純資産合計	42,312,112	36,084,392

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期 自平成22年 2月 2日 至平成23年 2月 1日	第18期 自平成23年 2月 2日 至平成24年 2月 1日
営業収益		
受取利息	1,696	1,474
有価証券売買等損益	359,225	△1,606,600
営業収益合計	360,921	△1,605,126
営業費用		
受託者報酬	34,800	33,798
委託者報酬	595,910	578,645
その他費用	1,252	811
営業費用合計	631,962	613,254
営業利益	△271,041	△2,218,380
経常利益	△271,041	△2,218,380
当期純利益	△271,041	△2,218,380
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△32,610	△466,009
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△7,637,180	△7,983,638
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,048,645	1,972,859
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,048,645	1,972,859
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,131,694	1,335,856
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,131,694	1,335,856
分配金	24,978	22,443
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,983,638	△9,121,449

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第17期 自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	第18期 自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左

(追加情報)

第17期 自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	第18期 自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」 （企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融 商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基 準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しており ます。	-----

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第17期 [平成23年 2月 1日現在]	第18期 [平成24年 2月 1日現在]
1.期首元本額	49,811,979円	49,956,950円
期中追加設定元本額	6,977,128円	7,166,380円
期中一部解約元本額	6,832,157円	12,235,967円
2.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 7,983,638円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 9,121,449円であります。
3.計算期間末日における受益権 の総数	49,956,950口	44,887,363口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第17期 自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	第18期 自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配 当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、信託約款に定める収益調整金 (3,249,919円)及び分配準備積立金 (1,485,571円)より分配対象収益は 4,735,490円(1万口当たり947.91 円)であり、うち24,978円(1万口当 たり5円)を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配 当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、信託約款に定める収益調整金 (3,099,664円)及び分配準備積立金 (1,132,827円)より分配対象収益は 4,232,491円(1万口当たり942.91 円)であり、うち22,443円(1万口当 たり5円)を分配しております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第17期 自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	第18期 自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
-----	--	--

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

①貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

②時価の算定方法

第17期 自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	第18期 自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
1.親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1.親投資信託受益証券 同左
2.コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2.コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第17期 [平成23年 2月 1日現在]	第18期 [平成24年 2月 1日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託 受益証券	412,432	△1,396,257
合 計	412,432	△1,396,257

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第17期 [平成23年 2月 1日現在]	第18期 [平成24年 2月 1日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第17期 自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	第18期 自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第17期 [平成23年 2月 1日現在]	第18期 [平成24年 2月 1日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8402円 (8,402円)	0.7968円 (7,968円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備 考
親投資信託受益証券	太陽財形株式 マザーファンド	12,269,919	10,012,253	
	太陽財形公社債 マザーファンド	21,288,598	24,332,867	
合 計		33,558,517	34,345,120	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「太陽財形株式 マザーファンド」及び「太陽財形公社債 マザーファンド」各受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、これら同ファンドの受益証券であります。

なお、各ファンドの状況は次の通りであります。

「太陽財形株式 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成23年 2月 1日現在]	[平成24年 2月 1日現在]
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,200,535	17,311,757
派生商品評価勘定	1,888,676	1,050,823
現先取引勘定	39,976,800	29,990,700
未収利息	27	21
差入委託証拠金	1,260,000	1,170,000
流動資産合計	61,326,038	49,523,301
資産合計	61,326,038	49,523,301
負債の部		
流動負債		
前受金	1,662,000	1,032,000
流動負債合計	1,662,000	1,032,000
負債合計	1,662,000	1,032,000
純資産の部		
元本等		
元本	62,741,567	59,437,689
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	△3,077,529	△10,946,388
元本等合計	59,664,038	48,491,301
純資産合計	59,664,038	48,491,301
負債純資産合計	61,326,038	49,523,301

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
デリバティブ等の評価基準及び 評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で 評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、 計算日に知りうる直近の日の主たる 金融商品取引所及び外国金融商品市 場の発表する清算値段又は最終相場 によっております。	先物取引 同左

(追加情報)

自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業 会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の 時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用 指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-----

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成23年 2月 1日現在]	[平成24年 2月 1日現在]
-----	-----------------	-----------------

1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	61,912,097円	62,741,567円
同期中における追加設定元本額	9,165,689円	5,256,725円
同期中における一部解約元本額	8,336,219円	8,560,603円
同期末における元本の内訳		
太陽財形株投 太陽一般財形 30	12,186,323円	12,269,919円
太陽財形株投 太陽一般財形 50	41,685,288円	38,297,814円
太陽財形株投 太陽年金・住宅財形 30	8,869,956円	8,869,956円
合 計	62,741,567円	59,437,689円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,077,529円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,946,388円であります。
3. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	62,741,567口	59,437,689口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、信託財産の効率的な運用を行うため、デリバティブ取引を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。株価指数先物取引には株価の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

①貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

②時価の算定方法

自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
1.派生商品評価勘定（先物取引） 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1.派生商品評価勘定（先物取引） 同左
2.コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2.コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

種 類	[平成23年 2月 1日現在]	[平成24年 2月 1日現在]
	該当事項はありません。	同左

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

種 類	[平成23年 2月 1日現在]				[平成24年 2月 1日現在]			
	契約額等 (円)	う ち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	う ち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数先物取引								
買 建	52,891,324	—	54,780,000	1,888,676	44,369,177	—	45,420,000	1,050,823
TOPIX先物	52,891,324	—	54,780,000	1,888,676	44,369,177	—	45,420,000	1,050,823
合 計	52,891,324	—	54,780,000	1,888,676	44,369,177	—	45,420,000	1,050,823

（注）1.時価の算定方法

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおります。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	[平成23年 2月 1日現在]	[平成24年 2月 1日現在]
--	-----------------	-----------------

本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1千口当たり純資産額)	0.951円 (951円)	0.816円 (816円)
--	------------------	------------------

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

「太陽財形公社債 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成23年 2月 1日現在]	[平成24年 2月 1日現在]
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,587,148	14,806,946
地方債証券	47,573,900	43,090,086
特殊債券	30,344,244	15,030,546
未収利息	139,666	101,202
前払費用	8,687	2,838
流動資産合計	84,653,645	73,031,618
資産合計	84,653,645	73,031,618
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本	74,237,347	63,908,885
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	10,416,298	9,122,733
元本等合計	84,653,645	73,031,618
純資産合計	84,653,645	73,031,618
負債純資産合計	84,653,645	73,031,618

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で 評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取 引業者、銀行等の提示する価額（た だし、売気配は使用いたしません。）、価 格情報会社の提供する価額又は日本 証券業協会発表の売買参考統計値 （平均値）に基づいて評価しており ます。	地方債証券及び特殊債券 同左

(追加情報)

自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業 会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の 時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用 指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-----

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成23年 2月 1日現在]	[平成24年 2月 1日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首に おける当該親投資信託の元本額	78,447,873円	74,237,347円
同期中における追加設定元本額	1,933,217円	－円
同期中における一部解約元本額	6,143,743円	10,328,462円
同期末における元本の内訳		
太陽財形株投 太陽一般財形 30	23,739,059円	21,288,598円
太陽財形株投 太陽一般財形 50	33,132,468円	26,743,084円
太陽財形株投 太陽年金・住宅財形 30	17,365,820円	15,877,203円
合 計	74,237,347円	63,908,885円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期 間末日における受益権の総数	74,237,347口	63,908,885口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
1. 金融商品に 対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に 関する法律第2条第4項に定める証券投資信託 であり、信託約款に従い、有価証券等の金融 商品に対して投資として運用することを目 的としております。	同左
2. 金融商品の内 容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有 価証券、コール・ローン等の金銭債権及び 金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、地 方債証券、特殊債券であり、金利変動リスク 等の市場リスク、信用リスク及び流動性リ スクを有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

①貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

②時価の算定方法

自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
1. 地方債証券及び特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 地方債証券及び特殊債券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	〔平成23年 2月 1日現在〕	〔平成24年 2月 1日現在〕
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
地方債証券	△415,230	△367,974
特殊債券	△44,856	△151,704
合 計	△460,086	△519,678

（注）「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	〔平成23年 2月 1日現在〕	〔平成24年 2月 1日現在〕
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成22年 2月 2日 至 平成23年 2月 1日	自 平成23年 2月 2日 至 平成24年 2月 1日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	[平成23年 2月 1日現在]	[平成24年 2月 1日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 （1千口当たり純資産額）	1.140円 (1,140円)	1.143円 (1,143円)

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
地方債証券	平成14年度第2回広島県公募公債	14,800,000	14,904,136	
	第8回名古屋市公募公債（5年）	28,000,000	28,185,950	
	地 方 債 証 券 小 計	42,800,000	43,090,086	
特殊債券	第814回政府保証公営企業債券	5,000,000	5,014,150	
	第4回国際協力銀行債券	10,000,000	10,016,396	
	特 殊 債 券 小 計	15,000,000	15,030,546	
	有 価 証 券 合 計	57,800,000	58,120,632	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年3月30日現在）

「太陽財形株投 太陽一般財形 30」

I 資産総額	36,955,257 円
II 負債総額	87,734 円
III 純資産総額（I－II）	36,867,523 円
IV 発行済口数	44,710,515 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	8,246 円

（参考）

「太陽財形株式 マザーファンド」

I 資産総額	51,477,127 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額（I－II）	51,477,127 円
IV 発行済口数	55,420,828 口
V 1千口当たり純資産額（III／IV）	929 円

「太陽財形公社債 マザーファンド」

I 資産総額	73,051,722 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額（I－II）	73,051,722 円
IV 発行済口数	63,908,885 口
V 1千口当たり純資産額（III／IV）	1,143 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成24年3月末現在）

資本金の額 45億2,430万円

会社が発行する株式総数 3,000,000株

発行済株式総数 1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

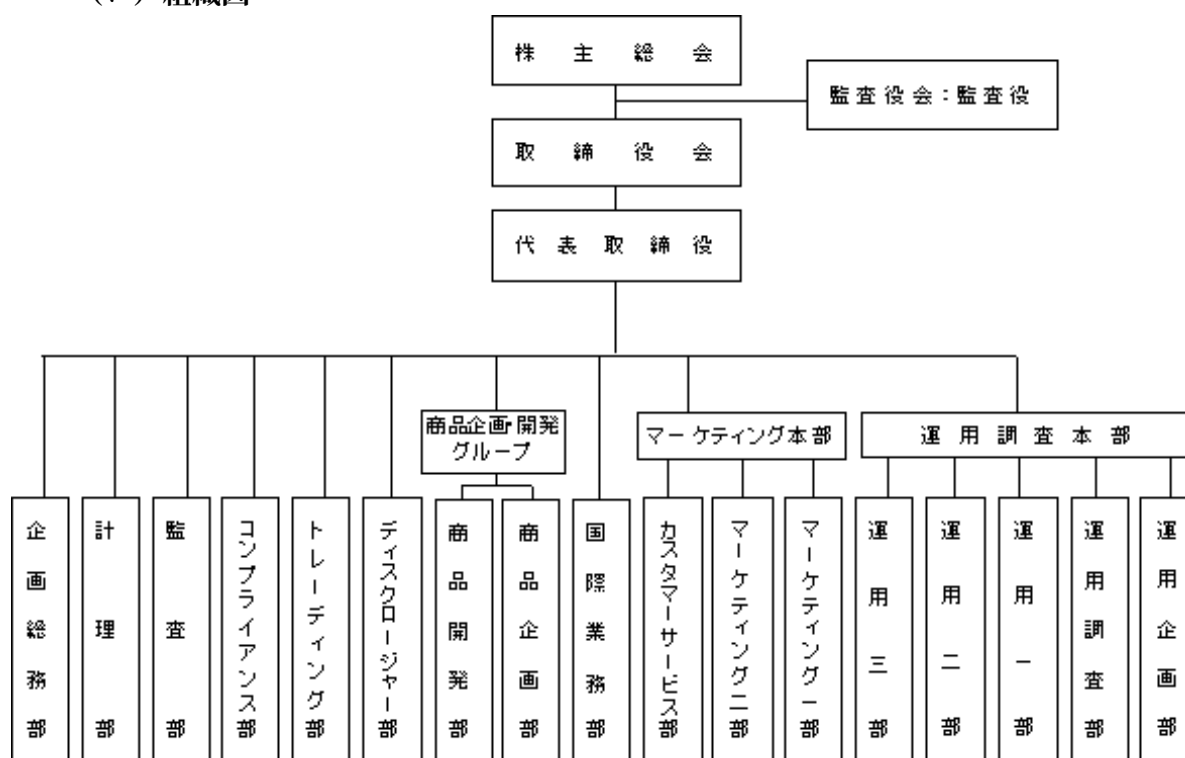
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

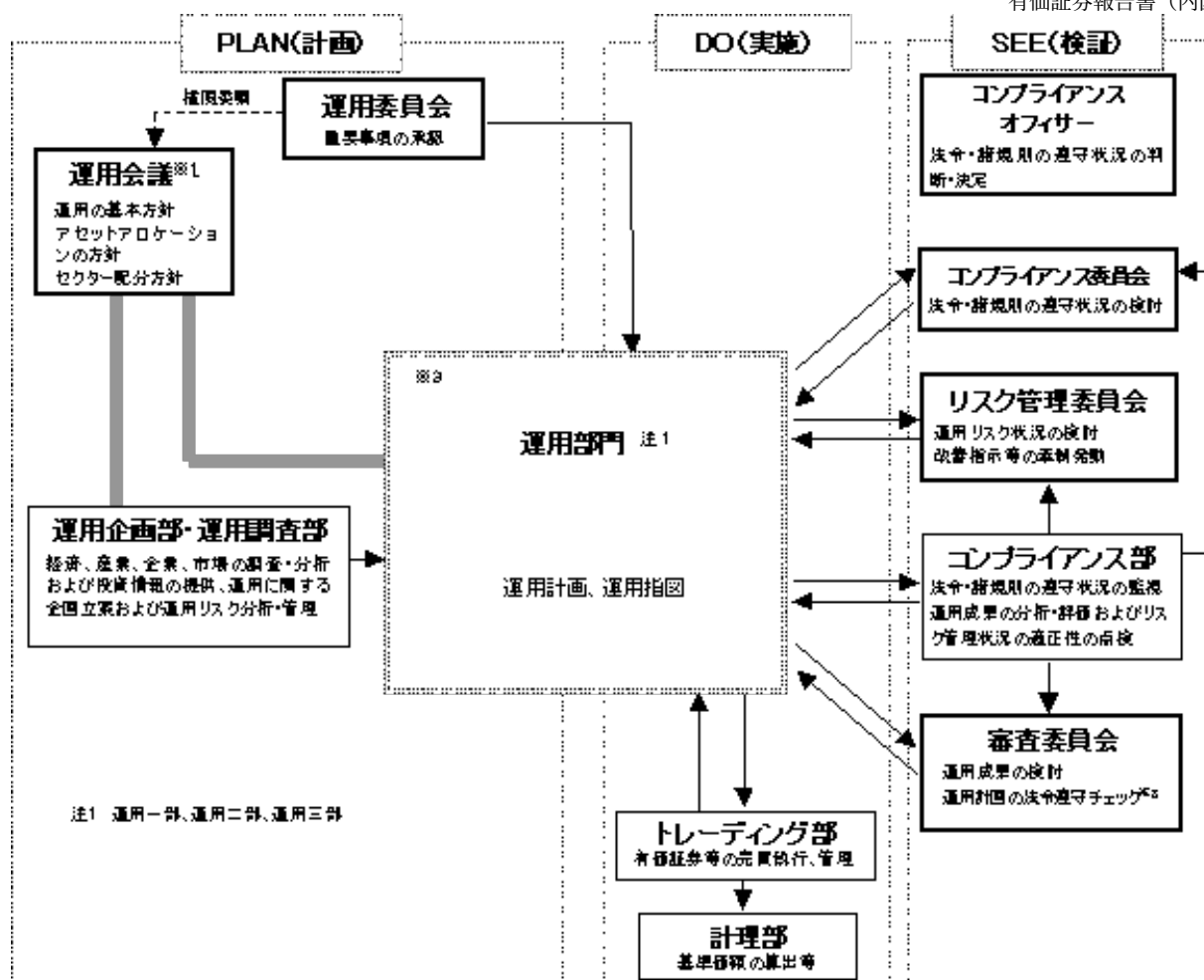
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年3月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成24年3月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	194	2,257,071
株式投資信託（合計）	165	1,826,392
単位型	2	6,739
追加型	163	1,819,652
公社債投資信託（合計）	29	430,679
単位型	2	831
追加型	27	429,848

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第52期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,375,054	8,121,107
有価証券	3,516,497	6,541,218
貯蔵品	4,913	4,821
前払金	24,431	45,671
前払費用	17,381	16,884
未収入金	4	96
未収委託者報酬	1,335,057	1,503,847
未収運用受託報酬	—	4,814
未収収益	33,303	30,417
繰延税金資産	138,637	169,661
流動資産合計	10,445,281	16,438,542
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 24,796	※2 25,487
器具・備品（純額）	※2 38,095	※2 43,414
リース資産（純額）	※2 13,067	※2 7,465
有形固定資産合計	75,959	76,366
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	※3 73,596	※3 28,112
無形固定資産合計	73,688	28,203
投資その他の資産		
投資有価証券	11,880,034	5,913,628
関係会社株式	77,100	77,100

長期貸付金	31	—
長期前払費用	1,113	75
長期未収入金	12,000	4,800
長期差入保証金	109,547	118,123
長期繰延税金資産	12,320	66,752
前払年金費用	467,715	521,967
長期性預金	500,000	1,300,000
その他	27,500	22,000
投資その他の資産合計	13,087,362	8,024,447
固定資産合計	13,237,010	8,129,018
資産合計	23,682,292	24,567,560

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	12,900	13,619
リース債務	23,125	11,280
未払金		
未払収益分配金	1,186	968
未払償還金	61,755	29,105
未払手数料	※1 714,037	※1 797,625
その他未払金	115,791	207,650
未払金合計	892,771	1,035,350
未払費用	※1 71,575	158,152
未払法人税等	449,865	524,492
賞与引当金	164,600	227,900
役員賞与引当金	24,200	29,600
流動負債合計	1,639,036	2,000,396
固定負債		
長期リース債務	16,722	8,870
退職給付引当金	171,861	163,241
役員退職慰労引当金	66,958	93,958
執行役員退職慰労引当金	112,916	123,916
固定負債合計	368,458	389,987
負債合計	2,007,495	2,390,383
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計	14,502,612	15,125,082
自己株式	△6,074	△6,827
株主資本合計	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△107,742	△227,077
評価・換算差額等合計	△107,742	△227,077
純資産合計	21,674,796	22,177,176
負債純資産合計	23,682,292	24,567,560

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,140,218	13,707,658
運用受託報酬	—	7,734
営業収益合計	10,140,218	13,715,392
営業費用		
支払手数料	※1 5,826,460	※1 7,740,156
広告宣伝費	187,354	233,413
公告費	4,179	2,409
調査費		
調査費	242,434	236,790
委託調査費	257,308	628,364
図書費	6,518	6,246
調査費合計	506,260	871,401
委託計算費	272,725	305,544
営業雑経費		
通信費	34,774	35,855
印刷費	163,737	184,349
協会費	8,276	9,581
諸会費	3,179	2,846
その他	16,843	15,462
営業雑経費合計	226,811	248,095
営業費用合計	7,023,791	9,401,021
一般管理費		
給料		
役員報酬	※2 91,000	※2 92,400
給料・手当	1,065,538	1,163,225
賞与	152,422	196,708
給料合計	1,308,961	1,452,333
交際費	13,397	14,854
寄付金	5,017	4,189
旅費交通費	62,733	79,127
租税公課	35,175	39,168
不動産賃借料	195,056	202,024
賞与引当金繰入	164,600	227,900
役員賞与引当金繰入	24,200	29,600
役員退職慰労引当金繰入	26,583	27,000
退職給付費用	154,016	138,708
減価償却費	78,655	74,876
諸経費	331,667	401,431
一般管理費合計	2,400,064	2,691,215
営業利益	716,362	1,623,156

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
--	---	---

営業外収益		
受取配当金	77,279	65,366
有価証券利息	74,885	54,422
受取利息	16,170	22,062
時効成立分配金・償還金	38,109	33,486
雑益	20,760	5,316
営業外収益合計	227,206	180,654
営業外費用		
支払利息	1,833	1,110
時効成立後支払分配金・償還金	4,940	1,617
雑損	1,979	924
営業外費用合計	8,753	3,652
経常利益	934,815	1,800,158
特別利益		
投資有価証券売却益	3,827	153,176
特別利益合計	3,827	153,176
特別損失		
固定資産除却損	※3 335	※3 6,253
投資有価証券売却損	3,060	78,650
投資有価証券評価損	—	17,772
ゴルフ会員権評価損	—	5,500
過年度減価償却費	41,013	—
本社移転費用	24,575	—
特別損失合計	68,983	108,176
税引前当期純利益	869,659	1,845,159
法人税、住民税及び事業税	※4 472,673	※4 734,171
法人税等調整額	△106,678	△3,586
法人税等合計	365,994	730,585
当期純利益	503,664	1,114,573

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		

前期末残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,012,604	2,024,119
当期変動額		
剰余金の配当	△492,149	△492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計		
前期末残高	14,491,097	14,502,612
当期変動額		
剰余金の配当	△492,149	△492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	14,502,612	15,125,082

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
自己株式		
前期末残高	△4,616	△6,074
当期変動額		
自己株式の取得	△1,457	△753
当期変動額合計	△1,457	△753
当期末残高	△6,074	△6,827
株主資本合計		
前期末残高	21,772,481	21,782,538
当期変動額		
剰余金の配当	△492,149	△492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	△1,457	△753
当期変動額合計	10,057	621,716
当期末残高	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△500,670	△107,742
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	392,928	△119,335

当期変動額合計	392,928	△119,335
当期末残高	△107,742	△227,077
純資産合計		
前期末残高	21,271,810	21,674,796
当期変動額		
剰余金の配当	△492,149	△492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	△1,457	△753
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	392,928	△119,335
当期変動額合計	402,985	502,380
当期末残高	21,674,796	22,177,176

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は、全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降 に取得した建物（建物附属設備を除 く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 （5年）に基づく定額法により償却し ております。	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 同左 (2)無形固定資産 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
2. 固定資産の減価償却	(3)リース資産	(3)リース資産

の方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりますが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当事業年度から定率法に変更しております。 この変更により、前事業年度までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は25,403千円減少し、営業利益及び経常利益は15,609千円増加し、税引前当期純利益は25,403千円減少しております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。 -----
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	(1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (会計方針の変更)	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 -----

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (5)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	(4)役員退職慰労引当金 同左 (5)執行役員退職慰労引当金 同左 消費税等の会計処理 同左
----------------------------	--	---

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
――	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当期から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
※ 1. 区分掲記されたものの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 563,753千円 未払費用 1,732千円 ※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 78,630千円 器具備品 333,552千円 リース資産 89,011千円 ※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 177,141千円	※ 1. 区分掲記されたものの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 639,627千円 ※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 60,723千円 器具備品 329,664千円 リース資産 98,457千円 ※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 202,238千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,620,554千円	※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 6,121,248千円
※ 2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内	※ 2. 役員報酬の範囲額 同左
※ 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 335千円	※ 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 4,333千円 器具・備品 1,919千円
※ 4. 法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円であります。	※ 4. 法人税、住民税及び事業税734,171千円のうち法人税は500,839千円、住民税は107,473千円、事業税125,859千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	474	169	—	643

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	643	113	—	756

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、 ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2) リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3) リース資産」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2) リース資産の減価償却方法 同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預

入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
その他有価証券	10,154,947	10,154,947	—
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	5,374,756	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	—	—
その他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	—
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	—	—	—

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）

2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,121,107	8,121,107	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	3,519,057	3,534,800	15,742
其他有価証券	8,686,616	8,686,616	—
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	1,503,847	—
(4) 長期性預金	1,300,000	1,300,000	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、当期において、其他有価証券で時価のある投資信託について17,772千円減損処理を行っております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	326,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,120,113	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	2,000,000	1,500,000	—	—
其他有価証券	3,023,600	874,417	74,684	—
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	—	—	—
(4) 長期性預金	—	1,300,000	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	4,945,411	4,975,340	29,928
	(3)その他	—	—	—
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

2. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 其他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	62,732	45,457	17,275
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,318,700	2,315,921	2,778
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672
	小計	3,747,565	3,498,839	248,726
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,311,300	1,313,244	△1,944
	③その他	—	—	—
	(3)その他	5,096,082	5,524,523	△428,440
	小計	6,407,382	6,837,767	△430,385
合計		10,154,947	10,336,606	△181,659

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額296,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	14,200	2,705	△3,060
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	132,566	10,599	△8,149
合計	146,766	13,304	△11,209

当事業年度（平成23年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	3,519,057	3,534,800	15,742
	(3)その他	—	—	—
	小計	3,519,057	3,534,800	15,742
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		3,519,057	3,534,800	15,742

2. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,011,100	1,007,222	3,877
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,055,620	1,023,000	32,620
	小計	2,066,720	2,030,222	36,498

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	44,761	45,457	△695
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	705,120	705,468	△348
	③その他	—	—	—
	(3)その他	5,870,014	6,288,333	△418,319
	小計	6,619,895	7,039,259	△419,363
合計		8,686,616	9,069,481	△382,865

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	98,200	51,200	—
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	3,377,773	104,121	△80,775
合計	3,475,973	155,321	△80,775

5. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について17,772千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）及び当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付債務（千円）	△863,276	△923,938
(2)年金資産（千円）	891,335	940,384
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)（千円）	28,058	16,445
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	367,470	417,207
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	△99,674	△74,927
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)（千円）	295,854	358,725
(7)前払年金費用（千円）	467,715	521,967
(8)退職給付引当金(6)－(7)（千円）	171,861	163,241

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(1)勤務費用（千円）（注1）	88,343	82,778
(2)利息費用（千円）	17,358	21,581
(3)期待運用収益（減算）（千円）	14,831	17,826
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	75,157	63,027
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	△24,747	△24,747
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)（千円）	141,279	124,813
(7)その他（千円）（注2）	12,736	13,894
(8)退職給付費用(6)+(7)（千円）	154,016	138,708

（注）1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 24,086千円、当事業年度 23,250千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.5%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産（千円） 賞与引当金損金算入限度超過額 76,822 減価償却費限度超過額 9,711 退職給付引当金損金算入限度超過額 115,876 役員退職慰労引当金否認額 27,245 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 32,458 未払事業税否認 36,960 有価証券評価差額 73,917 その他 <u>49,290</u> 繰延税金資産小計 489,645 評価性引当額 <u>△143,338</u> 繰延税金資産合計 <u>346,307</u> 繰延税金負債 前払年金費用 △190,313 その他 <u>△5,036</u> 繰延税金負債合計 <u>△195,349</u> 繰延税金資産の純額 <u>150,957</u> （注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 （千円） 流動資産－繰延税金資産 138,637 固定資産－長期繰延税金資産 12,320	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産（千円） 賞与引当金損金算入限度超過額 104,776 減価償却費限度超過額 8,449 退職給付引当金損金算入限度超過額 116,844 役員退職慰労引当金否認額 38,231 投資有価証券評価損否認 7,231 非上場株式評価損否認 32,458 未払事業税否認 42,773 有価証券評価差額 155,788 その他 <u>40,414</u> 繰延税金資産小計 546,968 評価性引当額 <u>△ 96,431</u> 繰延税金資産合計 <u>450,536</u> 繰延税金負債 前払年金費用 △212,388 その他 <u>△1,733</u> 繰延税金負債合計 <u>△214,121</u> 繰延税金資産の純額 <u>236,414</u> （注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 （千円） 流動資産－繰延税金資産 169,661 固定資産－長期繰延税金資産 66,752

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.69 (調整) 役員給与永久に損金算入されない項目 0.53 交際費等永久に損金算入されない項目 0.81 受取配当金等永久に益金に算入されない項目△0.09 住民税均等割等 0.21 税効果未認識差異 △2.54 その他 △0.01 税効果会計適用後の法人税等の負担率 39.59
--	--

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） (注3)	科目	期末残高（千円） (注3)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.04	当社設定の投資信託受益権の募集	債券等の現先取引 (注1)	1,099,573	短期貸付金	—

						・販売 役員の兼任	当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注２）	4,620,554	未払手 数料	563,753
--	--	--	--	--	--	--------------	--	-----------	-----------	---------

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注３)	科目	期末残高 (千円) (注３)
同一の親 会社を持 つ会社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃借 (注１)	148,802	長期差 入保証 金	99,186
同一の親 会社を持 つ会社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	計算業務の 委託	計算委託料支払 (注２) ハウジングサー ビス料支払 (注２)	44,184 16,824	その他 未払金 その他 未払金	3,866 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社（旧みずほ証券株式会社）と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注３)	科目	期末残高 (千円) (注３)
親会社	みずほ 証券 株式会社	東京都 千代田区	125,167,284	金融 商品 取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の 投資信託受 益権の募集 ・販売 役員の兼任	債券等の現先 取引（注１） 当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注２）	999,719 6,121,248	短期 貸付金 未払手 数料	— 639,627

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の

子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注3）	科目	期末残高 （千円） （注3）
同一の親 会社を持 つ会社	みずほ 証券プロ パティマ ネジメント 株式会社 （注4）	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃借 （注1）	160,641	長期差 入保証 金	107,916
同一の親 会社を持 つ会社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	計算業務の 委託	計算委託料支払 （注2） ハウジングサー ビス料支払 （注2）	48,084 16,824	その他 未払金 その他 未払金	5,808 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。
4. 同一の親会社を持つ会社である新光ビルディング株式会社は、平成22年7月1日に、商号をみずほ証券プロパティマネジメン株式会社としております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1株当たり純資産額 11,892円19銭 1株当たり当期純利益金額 276円33銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり純資産額 12,168円58銭 1株当たり当期純利益金額 611円54銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 （平成22年3月31日）	当事業年度 （平成23年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式に係る純資産額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822	1,822

（注）2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株式に係る当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

（重要な後発事象）

前事業年度	当事業年度
-------	-------

（自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第52期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	7,782,373
有価証券	6,519,114
貯蔵品	2,658
未収委託者報酬	1,723,116
未収運用受託報酬	88,311
繰延税金資産	145,384
その他	276,801
流動資産合計	16,537,760
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	23,235
器具・備品（純額）	38,697
リース資産（純額）	4,633
建設仮勘定	19,237
有形固定資産合計	※1 85,803
無形固定資産	
ソフトウェア	5,746
ソフトウェア仮勘定	23,289
その他	91
無形固定資産合計	29,126
投資その他の資産	
投資有価証券	4,133,330
長期繰延税金資産	171,731
前払年金費用	496,329
長期性預金	3,000,000
その他	140,033
投資その他の資産合計	7,941,423
固定資産合計	8,056,354
資産合計	24,594,115

(単位：千円)

第52期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	7,708
未払金	
未払収益分配金	584
未払償還金	21,632

未払手数料	868,432
その他未払金	431,828
未払金合計	1,322,478
未払法人税等	480,811
未払消費税等	97,540
賞与引当金	210,000
その他	395,058
流動負債合計	2,513,597
固定負債	
長期リース債務	5,214
退職給付引当金	169,627
役員退職慰労引当金	62,125
執行役員退職慰労引当金	118,916
固定負債合計	355,883
負債合計	2,869,481
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	2,334,795
利益剰余金合計	14,813,288
自己株式	△6,827
株主資本合計	22,092,460
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△367,827
評価・換算差額等合計	△367,827
純資産合計	21,724,633
負債純資産合計	24,594,115

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

第52期中間会計期間	
（自 平成23年4月 1日	
至 平成23年9月30日）	
営業収益	
委託者報酬	9,515,771
運用受託報酬	89,151
営業収益合計	9,604,923
営業費用及び一般管理費	※1 8,484,728
営業利益	1,120,194
営業外収益	
受取配当金	19,183
有価証券利息	20,884
受取利息	13,101
時効成立分配金・償還金	7,857
その他	1,478

営業外収益合計	62,506
営業外費用	
支払利息	344
時効成立後支払分配金・償還金	2,939
その他	37
営業外費用合計	3,321
経常利益	1,179,379
特別利益	
投資有価証券売却益	5,403
特別利益合計	5,403
特別損失	
固定資産除却損	0
投資有価証券売却損	9,519
特別損失合計	9,519
税引前中間純利益	1,175,263
法人税、住民税及び事業税	468,824
法人税等調整額	15,861
法人税等合計	484,685
中間純利益	690,577

（３）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

第52期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）	
株主資本	
資本金	
当期首残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	12,118,000

当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	12,118,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	2,646,588
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,002,371
中間純利益	690,577
当中間期変動額合計	△311,793
当中間期末残高	2,334,795
利益剰余金合計	
当期首残高	15,125,082
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,002,371
中間純利益	690,577
当中間期変動額合計	△311,793
当中間期末残高	14,813,288

(単位：千円)

第52期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)	
自己株式	
当期首残高	△6,827
当中間期変動額	
自己株式の取得	—
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	△6,827
株主資本合計	
当期首残高	22,404,254
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,002,371
中間純利益	690,577
自己株式の取得	—
当中間期変動額合計	△311,793
当中間期末残高	22,092,460
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△227,077
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	△140,749
当中間期変動額合計	△140,749
当中間期末残高	△367,827
純資産合計	

当期首残高	22,177,176
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,002,371
中間純利益	690,577
自己株式の取得	—
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	△140,749
当中間期変動額合計	△452,543
当中間期末残高	21,724,633

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 関係会社株式

総平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法

により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第52期中間会計期間末 （平成23年9月30日）
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	499,280千円

（中間損益計算書関係）

項 目	第52期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
※ 1. 減価償却実施額	有形固定資産 10,694千円 無形固定資産 22,365千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第52期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	756	—	—	756

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通 株式	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
 該当事項はありません。

(リース取引関係)

第52期中間会計期間（平成23年9月30日）

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）
 であります。

2. リース資産の減価償却方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2. 固定資産の減価償却方法(3)リース資
 産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

第52期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりで
 あります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）

2. 参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,782,373	7,782,373	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,009,060	3,019,200	10,139
その他有価証券	7,318,646	7,318,646	—
(3) 未収委託者報酬	1,723,116	1,723,116	—
(4) 長期性預金	3,000,000	3,004,175	4,175

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額
 によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考
 統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済され
 るため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額

によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	324,737

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第52期中間会計期間末（平成23年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	3,009,060	3,019,200	10,139
	(3)その他	—	—	—
	小計	3,009,060	3,019,200	10,139
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		3,009,060	3,019,200	10,139

2. 関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	703,010	701,741	1,268
	③その他	—	—	—
	(3)その他	4,002	4,000	2
	小計	707,012	705,741	1,270
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	35,280	45,457	△10,177
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,008,960	1,009,913	△953
	③その他	—	—	—
	(3)その他	5,567,394	6,177,711	△610,317
	小計	6,611,634	7,233,082	△621,448
合計		7,318,646	7,938,824	△620,177

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額247,637千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第52期中間会計期間末（平成23年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第52期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第52期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第52期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,920円27銭
1株当たり中間純利益金額	378円91銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項 目	第52期中間会計期間末 （平成23年9月30日）
純資産の部の合計額（千円）	21,724,633
普通株式に係る純資産額（千円）	21,724,633
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0

1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822
-----------------------------	-------

（注） 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

項 目	第52期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
中間純利益 (千円)	690,577
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	690,577
期中平均株式数 (千株)	1,822

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成24年4月1日現在、342,037百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) みずほ証券株式会社（「販売会社」）

a. 資本金の額

平成24年3月末現在、125,167百万円

b. 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
 - (2) 投資信託財産の計算
 - (3) その他上記業務に付随する一切の業務
- 「販売会社」は以下の業務を行います。
- (1) 募集・販売の取り扱い
 - (2) 受益者に対する一部解約事務
 - (3) 受益権の買い取り
 - (4) 受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
 - (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
 - (6) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
 - (7) 受益者に対する運用報告書の交付
 - (8) 所得税および地方税の源泉徴収
 - (9) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成23年4月28日
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年10月27日
有価証券報告書	平成23年4月28日
半期報告書	平成23年10月27日

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第52期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（※）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている太陽財形株投 太陽一般財形 30の平成23年2月2日から平成24年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽財形株投 太陽一般財形 30の平成24年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年3月29日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている太陽財形株投 太陽一般財形 30の平成22年2月2日から平成23年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽財形株投 太陽一般財形 30の平成23年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)